人権企第１８１１号

平成３１年２月１５日

大阪府人権施策推進審議会

　会　長　森　田　英　嗣　様

　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　松　井　一　郎

諮　　　問　　　書

　大阪府では、平成１０年に大阪府人権尊重の社会づくり条例を制定し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、積極的に人権施策を推進してきました。

　近年、ヘイトスピーチの問題や性的マイノリティに対する差別など、人権課題は複雑多様化してきており、府の人権施策の実効性を高めるためには、行動の主体である府民・事業者がそれぞれの役割を理解し、行政と府民・事業者が共にオール大阪での取組を進めることが重要となっています。

また、大阪では、今後、Ｇ20サミット首脳会議やラグビーワールドカップ2019日本大会、2025年大阪・関西万博など、世界的なイベントが開催されるほか、出入国管理及び難民認定法の一部改正などの動きを受け、増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくことが喫緊の課題となっています。

そして、大阪・関西万博が目指す持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）においては、不平等の是正など人々の権利に関わる目標が掲げられており、その達成に向けた取組が求められています。

こうした大阪府を取り巻く状況の変化に対応するため、大阪府人権尊重の社会づくり条例（平成１０年大阪府条例第４２号）第４条第１項により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 大阪府人権尊重の社会づくり条例における府民及び事業者の責務について

２．ヘイトスピーチの解消及び性的マイノリティに対する差別の解消に向けた規定について